

フレーベル會規則

第拾貳卷第五號目次

○玩具研究に就つて

中川謙二郎

○児童の辨當

倉橋惣三

○幼稚園問題(承前)

佐々木吉三郎

○社會と児童(承前)

小林照朗

○櫻草とげんげ

保井コノ

○思ひ出のまゝ

後藤りん

○保育の實際

△幼兒自作の唱歌

學習院女學部

△子ども遊戯

坂本小學校附屬幼稚園

△弊園の特色

静岡幼稚園

○和氣藪々

講讀の申込

(横濱口座東京)

- 本誌を購読なされたき方は會費一ヶ月金十錢の割合で一ヶ月分をまとめて振替貯金へ御拂込下されば直に雑誌を發送致します。
◎一月貯金共金給一錢
◎拾二月同金壹圓貯金給
◎郵券代用一制増
- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルナ以ニ目的トス
第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルセノニシテ本會ノ紹介ヲ經ベシ
第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ納出スベシ
第五條 令聞名號アル人ニシテ本會ノ事業ニ利益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
第六條 本會ノ目的ヲ達セんカ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
— (總會 每年四月廿一日之ヲ開キ保育三講演会、講話、保育參考書、幼兒成績物風覽、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ナシ) —
— (常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ
— 保育三講演会、講話、協議、實驗等ナシ) —
— (組合會 會員中特に或ル事項ヲ研究セントスルモノナシナ組合
— (但シ別ニ組合規約ナシメハ會員ノ承認ナ經ルモノトス
— (雜誌發行 每月一回雜誌ナ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス
— 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
— (會長 一人 會務ヲ總理ス
— (幹事 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
— (評議員 若干人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
— (第八條 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ
— (會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
— (第九條 主幹、幹事、評議員ハ會長ノ特許トス
— (第十條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルコト
— (アルベシ
— (第十一條 本會ハ此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス